

議員提出議案第 9 号

熊本地震の被災地と被災者への支援強化を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成 28 年 7 月 4 日

提出者 立川市議会議員 古屋直彦
伊藤大輔
木原 宏
山本みちよ
上條彰一
福島正美

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条の規定による。

熊本地震の被災地と被災者への支援強化を求める意見書

4月に発生した熊本地震では、死者49人、関連死が疑われる人20人、行方不明1人、負傷者1,676人、住宅被害は14万棟を超えるなど、多大な被害が出ています。この間の2か月間で震度1以上の有感地震が1,700回を超えるなど、いまなお、地震が続き、被災者が不安な思いをしています。

2か月経っても、避難者は6千人を超えていますが、仮設住宅に入居できた方は1割にも満たない状況です。避難所の食事も弁当が3食に1食しか支給されない避難所もあります。また、多くのボランティアが駆けつけ、がれきの撤去などを行っていますが、なかなか進んでいません。梅雨に入り、地震で緩んだ地盤が大雨によって土砂崩れを起こすなど、2次被害が出ています。

被災地や被災者への支援の遅れが指摘されています。

よって、立川市議会は、熊本地震の支援強化について、被災地と被災者に寄り添った対応として、以下のような内容を求めます。

記

- 1 被災者が1日も早く仮設住宅に移れるように、仮設住宅の建設を急ぐこと
- 2 避難所の食事について、災害救助法の「特別基準」を適用し、温かく栄養に配慮した食事が提供されるように改善すること
- 3 がれきの撤去のための手立てをつくすこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年7月4日

立川市議会

議長 須崎 八朗